

【 10 】

氏名	北川善太郎 きたがわぜんたろう
学位の種類	法学博士
学位記番号	法博第1号
学位授与の日付	昭和37年6月19日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
研究科・専攻	法学研究科民刑事法専攻
学位論文題目	契約責任の構造

論文調査委員 (主査) 教授 林 良平 教授 於保不二雄 教授 磯村 哲

論文内容の要旨

本論文はわが民法における契約責任の基礎構造を探ろうとするものである。わが民法では債務不履行の体系として、履行不能・履行遅滞・不完全履行ないし積極的債権侵害の三分体系が比較的安定した体系として論じられているが、これをとりめぐる瑕疵担保責任や契約締結上の過失あるいは債権関係論・附随的義務論などに未解明な点が多く、またそれらの諸問題と関連して、債務不履行体系は一見した安定性にかかわらず、数多くの未解決な問題をかかえている。北川氏は右のような諸問題が相互に有機的・多面的に結合・関連していると思われるという見通しのもとに、契約責任の構造の解明をはかろうとする。そしてこの構造を探るメスとしては、わが民法理論に圧倒的影響を与えたドイツ民法理論の遺産に立ち返って考察する必要があるとして、主として19世紀のパンデクテン法学に焦点を合わしそこで形成されドイツ民法典に滲透した契約責任の構造をひとまず確定し、この構造に対して民法典制定以後に現われた批判理論ないしそれぞれの批判理論相互間の論争の分析・理解という一種の問題史的手法を用いて、氏の問題の解決をはかろうとする。

このように本論文の内容の大半はドイツ民法理論についての学説の検討にむけられているが、同時にたえずローマ法＝普通法を通じての沿革史や比較法制的検討を加え、それによって右の学説検討の位置を明確にする補助手段としている。

本論文は5章よりなるが、第1章「契約責任法におけるドイツ民法の位置」においては、第1の課題たるドイツ民法における契約責任の構造の確定にむかう。そして契約責任について厳正契約型と誠意契約型の対比をみ、前者から後者へとの歴史的発展にかかわらず、ドイツ普通法末期のモムゼン＝ヴィンドシャイド理論の影響下に、ドイツ民法は再び厳正契約型へ移行したとする。その結果ドイツ民法は履行不能・履行遅滞のみに債務不履行型態をとらえ、他面原始的不能を無効とすることによって、契約法的保護の範囲を著しく部分的ならしめたことを指適する。

この部分的な体系の弱点について種々の問題群が現われるという視点から第2章以下の分析にはいるの

であるが、北川氏はこれを厳正契約型に対する誠意契約型の反論という意味をもつものとする。

第2章『「積極的債権侵害論」について』において、履行不能・履行遅滞に包摂されない第3の債務不履行型態としてシュタンプによって提起された問題を取り扱う。この批判理論の展開の結論として、この不履行型態には、給付義務に求心的・従属的な義務と、遠心的・独立的な義務（注意義務—その違反には積極的債権侵害）が問題とされるとし、前者は内面的に給付結果へ投射して給付の瑕疵として把握する可能性があり（不完全履行の場合）、瑕疵担保責任論と競合する余地がある。後者は契約責任の外面的拡張・展開をきたすものであり、その限界づけをするものとして債権関係概念が必要となってくるものとする（前者のうち給付結果へ投射し尽されぬものも債権関係によって包まれることを後に明らかにする）。後者は同時に、その注意義務の開始時点や履行後までの余後的機能の可能性という問題性を含んでおり、契約締結上の過失論に接合する点があることを暗示する。

ついで、第3章「瑕疵担保責任について」において、同様な手法を通じて、それが債務不履行責任外の制度としてではなく債務不履行責任として把握できる可能性と必要性のあることを、特定物ドグマ（特定物の履行は瑕疵なき履行であるという論理的基礎や動機錯誤論との対応の上に成立する）の論理必然的でないこと、種類債務の担保責任の問題の解決や、双務契約性の担保責任への滲透に役立つことによって説明する。かくて前記の求心的・従属的な不完全履行の問題は瑕疵担保責任とともに、基本的契約責任に吸収されることを論証しようとする。このようにし前記の求心的・従属的義務には、履行過程での付随義務だけが残されるわけである（この義務には仮処分などの効果は伴ないうが損害賠償の効果は生じない）。

第4章『「契約締結上の過失論」について』において、不能論を中核とする構成の反面として原始的不能による契約無効の問題と前記注意義務の時点の問題に焦点をむけ全編中最も詳細な検討をへて、前者については契約の有効したがって債務不履行責任の承認の可能性、つれて基本的契約責任への吸収、後者については契約形成過程における求心的・従属的付随義務（これは履行過程のそれとは異なり損害賠償の効果惹起する）と前記注意義務の時点の遡及的延長を論証しようとする。

かくて第5章「契約責任の構造とわが民法理論」において、本論文の中心的課題たるわが民法上の契約責任の構造が取り扱われ、民法典の構造・性格および成立以後の学説の発展の詳細な検討をへて、これがほぼドイツ民法の問題点の後を追うものと論定し、結論をつぎのように構成する。すなわち、中心に給付義務についての基本的契約責任、それに対する補充責任としてつぎの義務群をあげる。すなわち、給付義務に対して求心的に履行過程での付随義務、遠心的に注意義務（時点での拡張、人的範囲の拡張）の構造を抽出し、それを包み契約責任によって保護される給付利益やその他の諸利益や期待の外枠ないし定着点となる債権関係によって契約責任の構造が説明される。民法理論の多くの難問がこの構造分析によって、各々の正しい位置を明らかにされる可能性のあるものと論断する。

論文審査の結果の要旨

本論文はわが民法での契約責任の構造の解明をはかろうとする。論文提出者はこの構造を探るメスとして、わが民法理論に圧倒的影響を与えたドイツ民法理論の遺産に立ち返って考察するという方法をとる。そして19世紀のパンデクテン法学において形成されドイツ民法典に展開された契約責任の構造をひたすら確定し、この構造に対して民法典以後に現われた批判理論の分析という一種の問題史的手法を用いている。

このように本論文の内容の主要な部分はドイツ民法理論の検討にむけられているが、同時にローマ法＝普通法を通じての沿革史や西欧諸国の比較法制的検討も加味し、それによってドイツ民法理論の問題性を明確化しようとも努めている。

本論文は5章よりなるが、第1章「契約責任法におけるドイツ民法の位置」において、ドイツ民法における契約責任の構造の確定をなし、以後の批判理論の展開を、第2章『「積極的債権侵害論」について』第3章「瑕疵担保責任について」第4章『「契約締結上の過失論」について』において検討し、第5章「契約責任の構造とわが民法理論」において、以上の成果をわが民法上の契約責任構造分析に援用し、わが民法でのそれがほぼドイツ民法の問題点の後を追うものであることを論定する。結論としてつぎの構造をあげる。すなわち、中心に給付義務についての基本的契約責任、それに対する補充的責任として、給付義務に対して求心的に履行過程での附随義務、遠心的に注意義務、それらを包み契約責任によって保護される給付利益やその他の諸利益ないしは期待に対する定着点となる債権関係の観念の援用によって契約責任の構造を説明する。そしてこのことによって、わが民法上の数多くの難問が各々の正しい位置を明らかにする、と論断する。

本論文提出者の提起された問題は今日の民法理論の底に存する重大な問題性にふれるものであり、その問題意識も基本的には正しいものと考えられる。かつ、この領域で包括的な研究が未だ発表されていない今日においては、この研究がわが民法学界に寄与するところは大きい。また、検討された学説は内外にわたって網羅的であり、最近の重要な文献についても充分検討されている。今後のこの方面の研究においては必ず参照せられるべき労作として重要な価値をもつものと考えられる。

よって、この論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認めるものである。